

## 保育所保育料第1子無償化について

### 概要

保育所保育料については、0歳～2歳児クラスの第2子まで無償化している。令和7年9月より、東京都による補助の拡充を踏まえ、0歳～2歳児クラスの第1子の保育料についても以下の通り無償化する。

【認可保育所等保育料の無償化の経緯】（0歳～2歳）※3歳～5歳は令和元年より無償化している。

	第3子以降		第2子		第1子
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上	就学前
国制度	無償化	保護者負担1/2	保護者負担1/2	全額保護者負担	全額保護者負担
都制度（令和7年8月末まで）	無償化				全額保護者負担
都制度（令和7年9月から）	無償化				

また、その他の補助事業についても以下の通り補助を拡充する。

#### ①私立幼稚園等預かり保育負担軽減補助金

私立幼稚園等で行う満3歳児クラスの預かり保育について、これまで第2子以降の児童に対して月額4,500円の補助を行っていたが、第1子に対しても同内容の補助を開始する。

#### ②定期利用保育負担軽減事業補助金

認可保育所等の申請を行い保留となった満1歳～2歳児を対象とした預かり事業について、これまで第2子以降を対象に月額42,000円の補助を行っていたが、第1子に対しても同内容の補助を開始する。

#### ③多様な他者との関わりの機会の創出事業

「多摩市子ども誰でも通園事業」について、第2子以降の利用料について月160時間分44,000円を上限に補助を行っているが、第1子に対しても同内容の補助を開始する。

#### ④認証保育所、企業主導型保育所利用者支援事業

0歳～2歳児クラスの課税世帯の第1子に対して月額40,000円の補助を開始するとともに、第2子以降の多子世帯支援の補助額も増額する。

（0歳～2歳児：課税世帯40,000円・非課税世帯38,000円、3歳～5歳児：40,000円）

【広報等スケジュール】

7月以降、順次市公式HP、公式LINE等で周知するほか、たま広報8月5日号（1・2面）にて子育て関連施策の周知を行う中で、第1子無償化に関する記事を掲載予定。

認可保育所等に在園中の世帯に対しては、幼児教育・保育担当で作成するポスターの掲示を対象園に依頼する。また、対象の世帯に対しては、9月の保育料階層決定時に、通知書に無償化に関するお便りを同封する。